

海外からの人材・資金を呼び込むためのタスクフォースの設置

令和 5 年 4 月 26 日
対日直接投資推進会議決定
令和 7 年 6 月 2 日一部改正

1 趣旨

海外からの人材・資金の呼び込みを図るため、「海外からの人材・資金を呼び込むためのアクションプラン」（令和 5 年 4 月 26 日対日直接投資推進会議決定）における関係省庁の取組の進捗状況をフォローアップし、海外からの人材・資金の呼び込みに当たっての課題や制度面での障壁等の把握を行うとともに、対日直接投資推進会議の運営を補佐し、関係府省等との調整を行う「海外からの人材・資金を呼び込むためのタスクフォース」（以下「タスクフォース」という。）を設置する。

特に、タスクフォースでは、在外公館長・JETRO 海外事務所長レベルの連携による「FDI タスクフォース」や、地域別の誘致策や定着・二次投資に向けたフォローアップを実施する「地域投資誘致フォローアップ連絡会議」等と連携し、海外や地域での誘致活動の成果や課題等をフォローアップし、効果的な海外からの人材・資金の呼び込みに活かす。

2 構成

- （１）タスクフォースの構成員は、経済財政政策を担当する内閣府副大臣（以下「内閣府副大臣（経済財政政策）」という。）、新しい地方経済・生活環境創生を担当する内閣府副大臣、地方創生を担当する内閣府副大臣、規制改革を担当する内閣府副大臣、総務副大臣、外務副大臣及び経済産業副大臣とする。
- （２）タスクフォースは、内閣府副大臣（経済財政政策）が主宰する。
- （３）タスクフォースを欠席する構成員は、大臣政務官を代理人として出席させることができる。
- （４）タスクフォースには、必要に応じ、関係副大臣その他関係者の出席を求めることができる。

3 庶務

タスクフォースの庶務は、内閣府政策統括官（経済財政運営担当）において処理する。

4 その他

前各項に定めるもののほか、タスクフォースの運営に関する事項その他必要な事項は、タスクフォースで定める。